



平成21年5月18日

各 位

上場会社名 南海辰村建設株式会社
 代表者名 取締役社長 中嶋 誠之
 (コード番号 1850 大証第2部)
 問合せ先 取締役
 常務執行役員 片岡 健治
 経営管理本部長
 (TEL 06-6644-7802)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第66回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社株式は、株式等振替制度(株券電子化制度)で取り扱われることになりました。これに対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、株券電子化の施行日において、当社は株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除するとともに、単元未満株券に関する定めである現行定款第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第2項を削除するものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株式等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他必要な規定の変更を行うとともに、条文の削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
<u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第38条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
平成21年6月26日(金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日
平成21年6月26日(金曜日)

以 上